

京都市教育委員会教育長訓令甲第1号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成19年5月1日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第1項中「生涯学習総合センター所長、中央図書館長」を「生涯学習総合センター事務局長、中央図書館事務局長」に、「学校歴史博物館長、青少年科学センター所長」を「学校歴史博物館事務局長、青少年科学センター事務局長」に改め、同条第8項中「生涯学習総合センター所長」を「生涯学習総合センター事務局長」に改め、「事務局長が、事務局長事故あるときは、」を削り、同条第9項中「中央図書館長」を「中央図書館事務局長」に改め、「事務局長が、事務局長事故あるときは」を削り、同条第11項中「学校歴史博物館長」を「学校歴史博物館事務局長」に改め、「事務局長が、事務局長事故あるときは」を削り、同条第12項中「青少年科学センター所長」を「青少年科学センター事務局長」に改め、「事務局長が、事務局長事故あるときは」を削り、同条中第16項を削り、第17項を第16項とし、第18項から第22項までを1項ずつ繰り上げる。

別表情報化推進総合センター副所長の項中「情報化推進総合センター副所長」を「情報化推進総合センター所長」に改め、同項第3号から第5号までを削る。

別表生涯学習総合センター所長の項中「生涯学習総合センター所長」を「生涯学習総合センター事務局長」に改める。

別表中央図書館長の項中「中央図書館長」を「中央図書館事務局長」に改める。

別表学校歴史博物館長の項中「学校歴史博物館長」を「学校歴史博物館事務局長」に改める。

別表青少年科学センター所長の項中「青少年科学センター所長」を「青少年科学センター事務局長」に改める。

別表学校長及び幼稚園長の項中「学校長及び幼稚園長」を「校長及び園長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)